

学校生活のきまり

大阪府立久米田高等学校

次の各項目は、生徒の基本的な生活基準を示したものであって、その精神をよく理解し、本校生としての誇りを失わず、規律ある充実した学校生活を送るよう努めなければならない。

(1) 服装

ア. 服装は質素・清潔・端正で華美にならないよう心掛けること。指定された制服を勝手に手を加え変形改造してはならない。改造した場合、再度購入してもらう。また、改造した制服は卒業時まで、指定外の衣服を着用の場合は一定期間預かることとする。

イ. 各制服の着用時期は特に指定しない。

ウ. 次の日はブレザー及び白カットシャツ、ブラウスを着用すること。

①入学式・卒業式

②その他、特に学校が指定する日

男子制服

・本校指定のブレザー、スラックス、カットシャツを着用する。

女子制服

・本校指定のブレザー、スカート、スラックス、カットブラウスを着用する。

(スカート丈は、膝頭の真中のラインを基準とする。)

セーター及びカーディガン等の上着

・男女とも、本校指定のセーター及びカーディガン・ベストを着用する。

防寒具

登下校中は認めるが、教室内での着用は禁止する。又、中には必ず本校指定のブレザーを着用する(ニット類、ブレザー内に着用してはならない)。

その他

頭 髪…常に清潔で高校生らしい髪型とする。

異様な髪型、パーマ、毛染め、脱色などは、厳禁する。

履 物…通学靴は特に指定しない。ただし草履(スリッパ)は禁止する。

・化粧やピアス等はしないこと。

(2) 通学

本校周辺の幹線道路は交通量が多く非常に危険である。交通ルール・マナーをよく守り、安全に留意して交通災害の被害者となることはもちろん、加害者とならないよう心がけること。

本校では單車及び、自動車による通学は、厳しく禁止している。なお、自転車通学については学校の許可を得なければならない。万が一、登下校時に交通事故にあった場合や校外において補導を受けた場合は、すみやかに担任及び生徒指導部へ届け出ること。

【自転車通学の許可について】

生徒指導部の許可を受けた者は自転車ステッカーを所定の部分に取り付けた自転車に限り利用できる。

利用者は公共の自転車置き場と同様に、マナーをよく守り整理整頓して、他人に迷惑をかけないように指定された場所に置くこと。

(3) 時間の厳守

学校生活においては、将来の社会生活のためにも常日頃から時間を守ることを心がけること。

始業時間は年間を通して8時35分であるが、駆け込み登校などしないよう余裕をもって登校すること。

なお、始業時と終業時のホーム・ルーム（SHR）で、かならず出欠の点呼を受けなければならない。

下校時間は次のように定めている。

通常の授業日	17時00分	下校完了
考查1週間前の授業日	17時00分	下校完了
考查前日・考查期間中	16時00分	下校完了
長期休暇中	17時00分	下校完了

部活動等で顧問の付添いがあった場合、活動時間の延長を認められているが、19時までには下校すること。また、早朝練習も認められているが、始業時間には遅刻しないこと。（なお、校内には7時より早く立ち入らないこと。）

(4) 所持品の管理

ア. 貴重品、金銭は常に身につけ管理に十分留意すること。教室、更衣室には絶対に置かないこと。

イ. 紛失・盗難のあった場合は、すみやかに担任を通して生徒指導部に届け出る。また、拾得の場合は生徒指導部に届け出ること。

ウ. 生徒相互間の物品等の販売は厳禁する。

エ. 個人ロッカーには各自で施錠をして管理すること。

(5) 携帯電話について

携帯電話等は出来る限り持ってこないこと。授業中において、使用したり着信音が鳴ったりした場合「預かり指導」となる。

(6) 校内の美化と施設、備品の尊重

ア. 各人は、校舎をいつまでも美しく保つ義務責任がある。全員協力して、学校環境の美化に努力する。万一誤って公共物を破損した場合は、すみやかに担任及び関係職員に届け出ること。

イ. 校舎内は、学校指定の校内履きを使用すること。学校そなえつけのスリッパの無断使用は禁止する。また、スリッパのまま運動場へ出てはならない。

(7) 光熱水費の節約

電気・水道等の無駄遣いをしないよう心掛けること。

(8) 掲示・文書配布等の広報活動について

ア. 学級担任または部顧問の指導をうけること。

イ. 掲示場所については、生徒会の指示に従うこと。

ウ. 教室内については、当該教室管理教員の指示に従うこと。

(9) その他

喫煙、飲酒、窃盗、単車通学、暴行傷害、対教師暴言・暴力、考查不正行為、授業妨害、迷惑行為、祭礼時の花寄せ行為、その他学生の本分を逸脱した行為等のあった場合は、厳重に指導する。

久米田高校の生徒指導の方針

生徒指導部

生徒全員で「すばらしい、すべての人に誇れる久米田高校」を作る。
みんなで、みんなが「気持ちよく、安全に・意欲的に学習・学校活動できる場所」を作る。

1. 登下校 → 遅刻・中抜け・無断早退はしない。バイク通学は禁止。車での送迎は家族に限る。
2. 遅刻 → 遅刻は8:35から。8:45からの教室入室は「入室許可証」が必要になる。発行は職員室。
3. 授業 → 各授業開始のチャイムで着席し、授業の準備をしておく。
 - ・机の上には、授業に関係するもの以外は置かない。
 - ・携帯電話等の電子機器の使用は禁止。電源を切り、鞆の中へ入れておく。
 - ・授業を妨害した場合は、すぐに教室から退出させる。そのあと指導となる。
4. 服装 → 学校指定のもの。化粧・ピアス・ネックレス等はしないこと。
5. 頭髪 → 自分の元のままの髪の状態であること。1度でも手をくわえると指導が入る。

	指 導 内 容						
遅刻指導	<p>「登校（朝）の遅刻」を約30日前後毎（1クールとする）にカウントします。</p> <p>◆遅刻回数により、「遅刻指導日」に以下の指導を行います。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">1クールの間に4～7回遅刻をした者</td> <td style="width: 50%;">→ 1回の放課後指導＋3回の早朝登校</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">// 8～11回遅刻をした者</td> <td style="text-align: center;">→ 2回の放課後指導＋5回の早朝登校</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">// 12回以上遅刻をした者</td> <td style="text-align: center;">→ 3回の放課後指導＋7回の早朝登校 ＋生指部長説諭（保護者同伴）</td> </tr> </table> <p>◆年間6クール（前期・後期3クールずつ）に分け、半期3クールの中で同じ指導を繰り返した場合は、上記の遅刻指導に以下の指導を加えます。</p> <p>8～11回の指導を2回受けることになった場合 → 生指部長説諭（保護者同伴）</p> <p>8～11回の指導を3回以上受けることになった場合 → 校長訓告等（保護者同伴） （12回以上の指導は、8～11回の指導を2回受けたと同等に扱う）</p> <p>※上記指導にのらない（参加しない）場合、特別指導（懲戒）となる場合があります。</p>	1クールの間に4～7回遅刻をした者	→ 1回の放課後指導＋3回の早朝登校	// 8～11回遅刻をした者	→ 2回の放課後指導＋5回の早朝登校	// 12回以上遅刻をした者	→ 3回の放課後指導＋7回の早朝登校 ＋生指部長説諭（保護者同伴）
1クールの間に4～7回遅刻をした者	→ 1回の放課後指導＋3回の早朝登校						
// 8～11回遅刻をした者	→ 2回の放課後指導＋5回の早朝登校						
// 12回以上遅刻をした者	→ 3回の放課後指導＋7回の早朝登校 ＋生指部長説諭（保護者同伴）						
頭髪指導	<p>定期的に頭髪のチェックを行います。</p> <p>※指導対象となった場合は、基本的に翌週の月曜日までに改善することになります。改善するまで何度でも、継続して指導を行います。回数を重ねるごとに指導内容はきびしくなります。</p>						
服装指導	<p>定期的に服装のチェックを行います。</p> <p>※指定の制服であれば組み合わせは自由です。ただし、カッターブラウスはどんな場合も着ていること。指定外のものを着用している場合は、全て「預かり指導」となり、一定期間預かり、「返却願」の提出を受けて、返却します。</p> <p>※制服の改造をした場合は、卒業まで預かります。（再購入することになります）</p> <p>※女子でスカートの下にジャージ・クォーターパンツ等を着用することは禁止です。</p> <p>※防寒具については、登下校中は認めていますが、中には必ず本校指定のブレザーを着用していることが条件です。</p>						
携帯電話等、電子機器の使用について	<p>授業中は、必ず携帯電話等の電源を切り、カバンの中に入れておくこと。</p> <p>授業中に使用したり（触るだけでもだめ）、音が鳴るなどした場合は、その教科の先生が預かり、担任に渡されます。返却は放課後、全てのクラスの活動が終了した後、「返却願」の提出を受けて、担任の先生から返却されます。</p>						
授業中抜け 無断外出 無断早退	<p>1回目は、担任指導。</p> <p>2回目は、学年指導（学年生指を中心に、数名の先生から指導を受けます。）</p> <p>3回目は、生徒指導部長説諭。</p> <p>4回目以降は「特別指導（懲戒）」を含め、保護者同伴の上の指導となります。</p>						

※どの指導も、指導に従わない場合、「特別指導（懲戒）」となることもあります。

指示されたことについては、すみやかに指導内容をやり遂げなさい。

「特別指導」とは「校長訓告・停学」等、校長による「懲戒」をいい、主に「喫煙（喫煙具所持を含む）」「飲酒」「バイクや自動車通学（家族の人以外の送迎の場合も含む）」「暴走行為」「暴力（喧嘩は双方に指導）」「窃盗」「公共物の破損」「賭博」「不正乗車」「カンニング」「対教師暴力暴言」「授業妨害」「指導忌避」「校内での祭り活動（御花など金品のやり取り）」等です。これ以外にも事例によっては特別指導となるケースがあります。

1 高校生活のきまり

(1) 懲戒・・・問題行動を起こした生徒に対する特別指導。

高校では問題行動を起こすと、本校の懲戒規定により、校長訓告・停学等の指導があります(停学は3日以上家庭謹慎)。

※問題行動とは、「喫煙(喫煙具所持を含む)」「飲酒」「バイク・車での通学(家族以外の車送迎を含む)、バイクの制服乗車、暴走行為」「暴力(喧嘩は双方に指導)」「窃盗」「公共物の破損」「賭博」「不正乗車」「カンニング」「対教師暴力暴言」「授業妨害」「迷惑行為」「指導忌避」等です。これ以外にも事例によって懲戒指導となるケースがあります。

(2) 遅刻指導

本校の始業時間は8時35分です。その時刻までに各自のホームルーム教室に入っていない場合は遅刻となります。朝のホームルームのあと、8時45分から授業は始まります。この8時45分を過ぎて遅刻した場合は、2F職員室で「入室許可証」をもらってから教室に入ることになっています。

遅刻に対する生徒指導部の指導方針は次の通り

◎約一ヶ月間を基本に年間を6クールに分けて遅刻指導を行います。

◆ 1クールの期間において、

4～7回遅刻をした者	→	1回の放課後指導+3回の早朝登校
8～11回遅刻をした者	→	2回の放課後指導+5回の早朝登校
12回遅刻をした者	→	3回の放課後指導+7回の早朝登校 +生指部長説諭(保護者同伴)

◆ 年間6クールを前期・後期(3クールずつ)に分け、前期・後期それぞれにおいて、通常の指導に加えて次の指導を行います。

- 8～11回の指導を2回受けることになった場合 → 生指部長説諭(保護者同伴)
- 8～11回の指導を3回以上受けることになった場合 → 校長訓告等(保護者同伴)
(12回以上の指導は、8～11回の指導を2回受けたと同等に扱う)

◆ 指導に従わない(忌避した)場合、「指導忌避」として特別指導を行います。

遅刻が多くなると、学業不振、問題行動などに影響することがあります。急いで登校すると事故につながるケースもあります。余裕を持って生活できるよう、早起きの習慣をつけておいて下さい。

(3) 身だしなみの指導

本校では、髪を染める・パーマをかける、化粧をする、ピアス等の装飾具をつけるなどのことは禁止しています。これらは単に高校生として不必要なファッションだけにとどまらず、学校生活以外の遊びへの興味・関心を高め、問題行動や成績不振を引き起こす大きなきっかけとなっています。生徒たちを様々な誘惑から守るためにも大事なことで考えています。

本校生の身だしなみについての指導方針

◆頭髪について (毛染め、脱色、パーマ (縮毛矯正) 等)

→ 元の自分自身の自然な状態に戻してもらいます。毛染めの場合、白髪染めを使用します。場合によっては、美容院に行くなど費用がかかりますがご協力下さい。

※「証明写真」の撮影はできません。

◆装飾具・化粧について (ピアス、ネックレス 等)

→ 場合によっては預かることもあります。※「証明写真」撮影はできません。

◆服装について

1. 本校指定のものを着用し、指定以外のものは禁止。(預かり指導)

参考：本日資料の中に「美しく着こなすポイント」があります。

2. 着用時の組み合わせは制服であれば自由とし、着用時期は特に指定しない。ただし、どの場合でも中にブラウス・カッターシャツを着用していることが条件になります。

3. 次の日は必ずブレザー及び白ブラウス・白カッターシャツを着用すること。

①入学式・卒業式

②その他、特に学校が指定する日。

※ 本校の制服について

- ・男女とも夢設計手帳(3/26配付)に詳しく記載しています。よく読んでおいてください。
- ・指定された制服に手を加え、変形させてはいけません。特に、女子のスカート丈を短く改造したりしないようにして下さい。☆改造が判明した場合、その制服は卒業時まで学校で預かることになります。新しく購入しなおしてもらおうことになります。

※ 本日の採寸時にきちんと計ってもらうこと。

制服は、宅配または店で受け取り時、必ず試着をし、サイズを確認すること。
不具合がある場合は、申し込みをした販売店に連絡すること。

・防寒具については、登下校中は認めていますが、中には必ず本校指定のブレザーを着用していることが条件です。

・スカートの下にはくジャージ類は禁止です。

・スカートのウエスト部を折り込み、短い丈での着用は禁止です。

(4) 携帯電話について

- ・携帯電話等は出来る限り持ってこないこと。
- ・やむなく使用する場合でも、公共のマナー・ルールに従うこと。
- ・授業においては、必ず電源を切ってカバンの中に入れ、使用しないこと。机の上に出していたり、触れていると → 「預かり指導」となります。
- ・絶対に他人・友人を誹謗・中傷するような内容の書き込みをしないこと。